

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

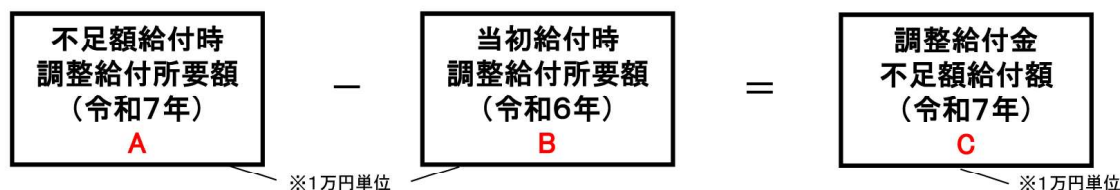
II 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

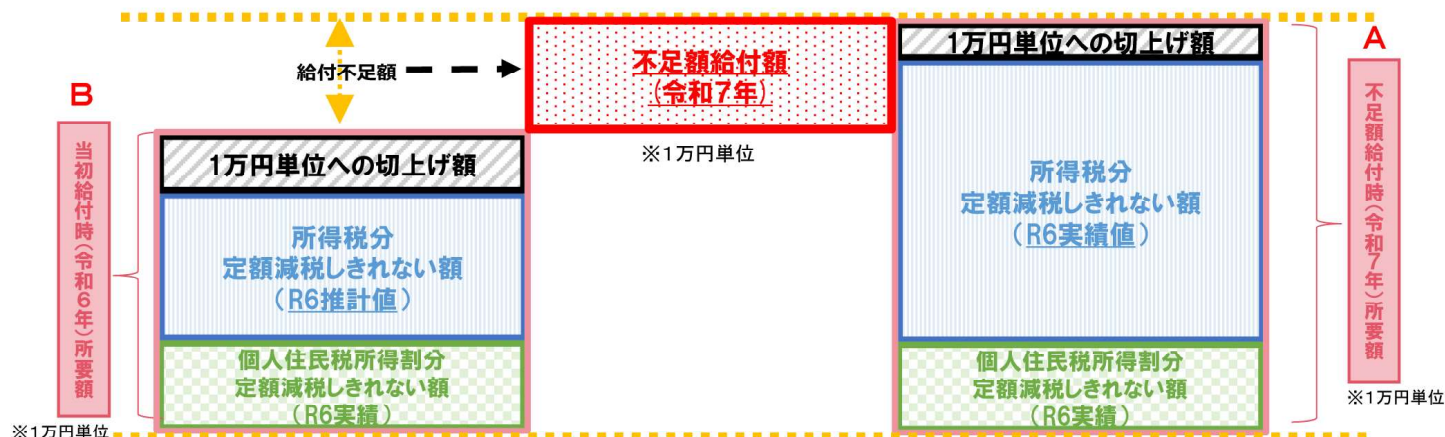
（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

おもて

調整給付金(不足額給付分)の支給手続き方法

支給となる方

令和7年1月1日に上富良野町に住んでいる方で、おもて面ⅠまたはⅡの要件に該当する方
(令和7年度個人住民税が上富良野町で課税対象とされている方)
※課税対象者ではない方は、令和7年1月1日の住所の自治体にお問い合わせください。

おもて面ⅠまたはⅡの要件に該当する方は、8月下旬に公金口座等が登録されている方は「調整給付金お知らせ」、登録されていない方は「調整給付金確認書」を税務班から郵送します。

- ・「調整給付金お知らせ」の方 記載されている口座に振込予定日に給付金が振り込まれます
※(特に手続きの必要はありません)
- ・「調整給付金確認書」の方 同封された確認書に必要事項の記載および添付書類を添付し税務班に提出(返信)する必要があります

※提出期限 令和7年10月31日(消印有効)まで
提出期限が過ぎた場合は、支給できませんのでご了承ください。
(要件に該当しているのに「調整給付金お知らせ」等が来ていない場合は、下記のチェック表を記入したうえで税務班窓口を確認をお願いします。申請書をお渡しします。)

チ ェ ッ ク 表

おもて面Ⅰの支給となる方

○不足額給付時調整給付所要額の計算(確定申告等で引ききれなかった額)

①所得税分定額減税 しきれない額	+	②個人住民税分控除 不足額	=	【A】調整給付所要額 (1万円単位に切り上げ)	【A】 - 【B】
円		円		円	
○当初給付時調整給付所要額の計算(昨年、調整給付金を受給した額)					円
③所得税分控除不 足額	+	④個人住民税分控除 不足額	=	【B】当初調整給付額 (1万円単位に切り上げ)	0円より大きい場合対象
円		円		円	

※③と④の数値は、調整給付金の給付を受けていない方は0となります。

番号	参照箇所等
①	確定申告の場合：確定申告書の(44)令和6年分特別税額控除(3万円×人数)-(43)再差引所得税額 給与のみの場合：給与支払報告書から(摘要)欄の「控除外額」 年金のみの場合：公的年金等支払報告書から(摘要)欄の「控除外額」
②	令和6年度町民税・道民税森林環境税決定明細書の右下の追記されている「減税不足額」を参照 令和6年度所得証明書：右側の「定額減税不足額」を参照
③	調整給付金支給のお知らせの控除不足額(①)
④	調整給付金支給のお知らせの控除不足額(②)

(※ただし、計算結果対象となっても支給が確定するものではありません。)

おもて面Ⅱの支給となる方(すべて該当する方)

- 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(本人が定額減税の対象外であること)
- 税制度上の「扶養親族」対象外(青色・白色事業専従者または合計所得金額48万円超の者)
- 低所得者世帯向け給付(R5またはR6非課税給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

詳しくは、町のホームページの調整給付金(不足額給付分)のページを参照してください。

「支給対象者に該当するか」、「支給額はいくらになるか」等、個別の具体的なお問い合わせについてはお答えできませんのでご了承ください。

調整給付金(不足額給付分)の問合せ先

上富良野町役場町民生活課税務班 電話 0167-45-6989